平成２３年（フ）第９９３号
東京都東村山市廻田町３丁目８番地８
債務者　木村　廣子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６６２号
神奈川県藤沢市羽鳥１丁目５番19―503号
債務者　古屋　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０６９号
神奈川県海老名市中新田３丁目６番22―102号
債務者　岸田　信幸
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７０号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目57番20号　ロイヤルシティ金子101号
債務者　谷口ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
静岡県浜松市東区有玉西町2412番地の12　ウエストタウンハイツ302、前住所静岡県浜松市中区富塚町209番地の44
債務者　瀧川亜由美
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目９番301号　東伊場団地
債務者　永田美枝子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
愛知県豊橋市多米町字北脇２番地９
債務者　井上シドネイこと　イノウイ　シドネイ　マルコス
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第８９１号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番
破産者　有限会社ケイアイツー
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３９０号
沖縄県宜野湾市我如古３丁目15番27号
破産者　エフィルホールディングス株式会社
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４号
埼玉県三郷市花和田180―６―206
破産者　伊藤　久夫
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４１７号
東京都足立区綾瀬３丁目６番２号
破産者　シグマ株式会社
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４９７号
東京都練馬区関町北４丁目31―20―103
破産者　氣仙　義征
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１４７号
開始決定時の住所横浜市泉区中田南５丁目11番１号
破産者　被相続人田島榮治相続財産（開始決定時の表示田島榮治）
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４４号
京都市中京区夷川通堀川東入西夷川町563番地１デ・リード京都二條城前702号
破産者　有限会社エムズ
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
香川県高松市常磐町２丁目５番地30
破産者　株式会社アデイ
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１１号
東京都葛飾区堀切５丁目50番９号　吉田ビル202
破産者　須藤　大樹
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９２号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―1228号　大幸東団地
破産者　木村孝次郎
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部